

平成26年度九州大学大学院法学府  
修士課程入学試験問題（春季）

租税法

1. 特定支出控除および給与所得控除に関する平成24年度改正について次の問いに答えよ。
    - (i) 改正によって、給与等の収入金額が1500万円以下の場合、特定支出控除の基準額が、従来の給与所得控除額から給与所得控除額の1/2になった。この改正の趣旨について説明せよ。
    - (ii) 上記の改正は、大島訴訟（最高裁昭和60年3月27日判決民集39巻2号247頁）との関係では、何を意味するのか。
    - (iii) 改正によって、給与等の収入金額が1500万円を超える場合、給与所得控除は245万円で固定されることとなった。この制度について論じよ。
  2. 自己株式の取得は税法上どのように扱われるか。
  3. 法人が役員給与をストックオプションで支払う場合の問題点について述べよ。
- ※ 条文を参照する場合は、いずれも平成26年1月1日現在において施行されているものとする。ただし、租税特別措置法は考慮しなくてよい。